

プリプレス技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1	1級プリプレス技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目	1 ページ
	制定 昭和48年度	改正 平成29年度
		改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
2	2級プリプレス技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目	6 ページ
	同	上

1 1級プリプレス技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

プリプレスの職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 プリプレス、印刷及び製本一般</p> <p>プリプレスから印刷、製本までのワークフロー</p> <p>プリプレスの種類及び特徴</p> <p>プリプレス設備の種類及び特徴</p> <p>印刷法の種類及び特徴</p> <p>印刷機の種類及び特徴</p> <p>印刷原稿及びレイアウトの指示</p> <p>日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法</p> <p>製本様式及び本の各部の名称</p>	<p>プリプレスから印刷、製本までのワークフローに関する一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げるプリプレスの種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 平版印刷のプリプレス (2) 凹版印刷のプリプレス (3) 特殊印刷のプリプレス</p> <p>次に掲げるプリプレス設備の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 平版印刷のプリプレス設備 (2) 凹版印刷のプリプレス設備 (3) 特殊印刷のプリプレス設備</p> <p>次に掲げる印刷法の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p>次に掲げる印刷機の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p>印刷原稿及びレイアウトの指示について概略の知識を有すること。</p> <p>日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法について概略の知識を有すること。</p> <p>製本様式及び本の各部の名称について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 材 料</p> <p>版材の種類、特徴及び用途 印刷用インキ類の種類、特徴及び用途</p> <p>印刷用紙の種類、特徴及び用途</p> <p>3 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>4 DTP法</p>	<p>版材の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷用インキに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 印刷インキの種類及び特徴</p> <p>(2) 印刷インキについて次の事項</p> <p>イ 顔料 ロ ビヒクル（媒質）</p> <p>ハ ドライヤー ニ ワニス</p> <p>ホ コンパウンド ヘ ビクトリア</p> <p>ト トナー チ 乾燥抑制剤</p> <p>2 洗浄剤、裏移り防止剤、その他の材料について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷用紙に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 種類及び用途 (2) 縦目、横目及び表裏</p> <p>(3) 大きさ及び連量 (4) 印刷予備及び製本加工予備</p> <p>(5) 用紙の故障</p> <p>2 次に掲げる被印刷体の特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 加工紙 (2) 合成紙 (3) プラスチックフィルム</p> <p>1 プリプレス作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) プリプレス作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他プリプレス作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令（プリプレス作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>DTP作業設計管理</p> <p>DTP用機器及び関連機器の種類、構造、機能及び使用方法</p>	<p>DTP作業の設計管理に関し、DTP作業の流れについて一般的な知識を有すること。</p> <p>1 DTPのシステムを構成するハードウェアに関し、次に掲げる機器の種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 入力機</p> <p>イ キーボード ロ スキャナ</p> <p>ハ デジタルカメラ ニ その他の入力関連機器</p> <p>(2) 処理機</p> <p>イ ワークステーション ロ インターフェース</p> <p>ハ サーバー ニ その他の処理機</p> <p>(3) 補助記憶装置及び媒体</p> <p>イ ハードディスク ロ 光磁気ディスク</p> <p>ハ フロッピーディスク ニ その他の補助記憶装置</p> <p>(4) 出力機</p> <p>イ CRT ロ プリンタ ハ イメージセッタ</p> <p>ニ フィルムレコーダ ホ その他の出力装置</p> <p>(5) 関連装置</p> <p>イ 通信関連機器</p> <p>2 DTPのシステムを構成するソフトウェアに関し次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) オペレーティングシステム (2) 日本語変換</p> <p>(3) システムの拡張 (4) ページ記述言語</p> <p>(5) フォント (6) アプリケーションソフト</p> <p>(7) ドライバソフト</p>
<p>文字、線画及び画像の処理並びにレイアウト</p>	<p>1 文字処理に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 漢字コード (2) ファイルフォーマット</p> <p>(3) ワードプロセッサ (4) テキストエディタ</p> <p>(5) 表計算ソフト (スプレッドシート)</p> <p>(6) データベースソフト (7) OCR及びOMR</p> <p>(8) テキスト処理プログラム (9) タグ処理</p> <p>(10) 文字データ交換</p> <p>2 線画処理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 線画、ロゴ及び地紋等 (2) 線画作成ソフト</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>出力処理</p> <p>ネットワーク</p> <p>品質管理</p> <p>実 技 試 験</p> <p>DTP作業</p> <p>作業設計</p> <p>DTP操作</p>	<p>(3) 線画ファイルフォーマット (4) 線画データ変換</p> <p>3 画像処理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 画像処理理論</p> <p>(2) スキャナに関する次の事項</p> <p>イ 原稿の扱い方 ロ スキャニング原理</p> <p>ハ スキャニングの方法</p> <p>ニ 入力データの保存・転送形式</p> <p>(3) 画像処理ソフト</p> <p>(4) 画像ファイルフォーマット</p> <p>(5) 画像データ交換</p> <p>4 レイアウトに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) レイアウトに関する理論 (2) 文字組み及び禁則処理</p> <p>(3) レイアウトソフト</p> <p>DTPの出力に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 出力材料の種類、特徴及び使用方法</p> <p>イ 印画紙 ロ フィルム ハ 刷版材料</p> <p>(2) 写真処理 (3) 面付け (4) 出力方法</p> <p>(5) 出力機の管理方法</p> <p>ネットワークに関して、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ネットワークの種類 (2) ネットワークの設定方法</p> <p>(3) ネットワークの使用法</p> <p>品質管理に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 事故及び例外処理の基本的手順 (2) 工数見積り</p> <p>(3) 工程設計 (4) 工程管理 (5) 品質管理の効用</p> <p>(6) 品質管理の手法 (7) 作業標準化</p> <p>DTP作業における作業設計ができること。</p> <p>次に掲げるDTP作業ができること。</p> <p>(1) 入力及びデータ交換作業</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	(2) 文字、線画及び画像処理 (3) レイアウト作業 (4) 出力作業 (5) 修正及び仕上げ作業

2 2級プリプレス技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

プリプレスの職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 プリプレス、印刷及び製本一般</p> <p> プリプレスから印刷、製本までのワークフロー</p> <p> プリプレスの種類及び特徴</p> <p> プリプレス設備の種類及び特徴</p> <p> 印刷法の種類及び特徴</p> <p> 印刷機の種類及び特徴</p> <p> 日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法</p> <p> 製本様式及び本の各部の名称</p> <p>2 材 料</p>	<p> プリプレスから印刷、製本までのワークフローに関する一般的な知識を有すること。</p> <p> 次に掲げるプリプレスの種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 平版印刷のプリプレス</p> <p> (2) 凹版印刷のプリプレス</p> <p> (3) 特殊印刷のプリプレス</p> <p> 次に掲げるプリプレス設備の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 平版印刷のプリプレス設備</p> <p> (2) 凹版印刷のプリプレス設備</p> <p> (3) 特殊印刷のプリプレス設備</p> <p> 次に掲げる印刷法の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p> 次に掲げる印刷機の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p> (1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p> 日本産業規格に定める印刷物の仕上げ寸法について概略の知識を有すること。</p> <p> 製本様式及び本の各部の名称について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>版材の種類、特徴及び用途 印刷用インキ類の種類、特徴及び用途</p>	<p>版材の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷用インキに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 印刷インキの種類及び特徴</p> <p>(2) 印刷インキについて次の事項</p> <p>イ 顔料 ロ ビヒクル（媒質）</p> <p>ハ ドライヤー ニ ワニス</p> <p>ホ コンパウンド ヘ ビクトリア</p> <p>ト トナー チ 乾燥抑制剤</p> <p>2 洗浄剤、裏移り防止剤、その他の材料について概略の知識を有すること。</p>
<p>印刷用紙の種類、特徴及び用途</p>	<p>1 印刷用紙に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 種類及び用途 (2) 縦目、横目及び表裏</p> <p>(3) 大きさ及び連量 (4) 印刷予備及び製本加工予備</p> <p>(5) 用紙の故障</p> <p>2 次に掲げる被印刷体の特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 加工紙 (2) 合成紙 (3) プラスチックフィルム</p>
<p>3 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 プリプレス作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) プリプレス作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他プリプレス作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（プリプレス作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
<p>4 DTP法</p> <p>DTP作業設計管理</p>	<p>DTP作業の設計管理に関し、DTP作業の流れについて一般的</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>DTP用機器及び関連機器の種類、構造、機能及び使用方法</p>	<p>な知識を有すること。</p> <p>1 DTPのシステムを構成するハードウェアに関し、次に掲げる機器の種類、構造、機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 入力機</p> <p>イ キーボード ロ スキャナ</p> <p>ハ デジタルカメラ ニ その他の入力関連機器</p> <p>(2) 処理機</p> <p>イ ワークステーション ロ インターフェース</p> <p>ハ サーバー ニ その他の処理機</p> <p>(3) 補助記憶装置及び媒体</p> <p>イ ハードディスク ロ 光磁気ディスク</p> <p>ハ フロッピーディスク ニ その他の補助記憶装置</p> <p>(4) 出力機</p> <p>イ CRT ロ プリンタ ハ イメージセッタ</p> <p>ニ フィルムレコーダ ホ その他の出力装置</p> <p>(5) 関連装置</p> <p>イ 通信関連機器</p> <p>2 DTPのシステムを構成するソフトウェアに関し次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オペレーティングシステム (2) 日本語変換</p> <p>(3) システムの拡張 (4) ページ記述言語</p> <p>(5) フォント (6) アプリケーションソフト</p> <p>(7) ドライバソフト</p>
<p>文字、線画及び画像の処理並びにレイアウト</p>	<p>1 文字処理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 漢字コード (2) ファイルフォーマット</p> <p>(3) ワードプロセッサ (4) テキストエディタ</p> <p>(5) 表計算ソフト (スプレッドシート)</p> <p>(6) データベースソフト (7) OCR及びOMR</p> <p>(8) テキスト処理プログラム (9) タグ処理</p> <p>(10) 文字データ交換</p> <p>2 線画処理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 線画、ロゴ及び地紋等 (2) 線画作成ソフト</p> <p>(3) 線画ファイルフォーマット (4) 線画データ変換</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>出力処理</p> <p>ネットワーク</p> <p>品質管理</p> <p>実 技 試 験</p> <p>D T P 作業</p> <p>作業設計</p> <p>D T P 操作</p>	<p>3 画像処理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 画像処理理論</p> <p>(2) スキャナに関する次の事項</p> <p>イ 原稿の扱い方 ロ スキャニング原理</p> <p>ハ スキャニングの方法</p> <p>ニ 入力データの保存・転送形式</p> <p>(3) 画像処理ソフト</p> <p>(4) 画像ファイルフォーマット</p> <p>(5) 画像データ交換</p> <p>4 レイアウトに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) レイアウトに関する理論 (2) 文字組み及び禁則処理</p> <p>(3) レイアウトソフト</p> <p>D T P の出力に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 出力材料の種類、特徴及び使用方法</p> <p>イ 印画紙 ロ フィルム ハ 刷版材料</p> <p>(2) 写真処理 (3) 面付け (4) 出力方法</p> <p>(5) 出力機の管理方法</p> <p>ネットワークに関して、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ネットワークの種類 (2) ネットワークの設定方法</p> <p>(3) ネットワークの使用法</p> <p>品質管理に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 事故及び例外処理の基本的手順 (2) 工数見積り</p> <p>(3) 工程設計 (4) 工程管理 (5) 品質管理の効用</p> <p>(6) 品質管理の手法 (7) 作業標準化</p> <p>D T P 作業における作業設計ができること。</p> <p>次に掲げる D T P 作業ができること。</p> <p>(1) 入力及びデータ交換作業</p> <p>(2) 文字、線画及び画像処理 (3) レイアウト作業</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	(4) 出力作業 (5) 修正及び仕上げ作業